

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

各 都道府県 児童福祉主管課 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
施設業務等調整室

保育所等整備交付金に関する質疑応答集（FAQ）
（第 1 版）について

平素より、児童福祉施設等の児童福祉行政の推進につきまして、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、保育所等整備交付金に関する質疑応答集（FAQ）（第 1 版）を別添のとおりとりまとめましたのでご参照ください。なお、都道府県におかれては貴管内市区町村に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

第1版 令和3年3月31日

質疑応答集

(保育所等整備交付金)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
施設調整等業務室

目次

I) 交付金の基本的事項.....	3
a) 契約.....	3
b) 設置主体	3
c) 予算.....	4
d) 財産処分	4
II) 協議書の作成	6
a) 整備区分	6
b) 基準額の算定について	7
c) 交付対象	9
III) 事業開始後の手続き	16

I) 交付金の基本的事項

a) 契約

Q 1 : 内示前に契約してもよいか。

A 1 : 不可。補助金適正化法第 11 条に記載のとおり、補助金の適正な執行を行う観点から、交付決定前すなわち交付決定の内容及び条件が示されないうちに事業に着手することは違法となるものと解されている。しかし、当該交付金においては慣例的に交付決定前の内示を受けた後の着工を認めており、内示の前か後かということが交付対象としての適否の目安としているため、内示前に工事業者と契約を行った事業については交付対象外とする。なお、事業に着手することとは工事の開始だけではなく、契約の締結も含まれる。

Q 2 : 内示前に入札を行ってもよいか。

A 2 : よい。前述のとおり、内示前に交付対象事業を行うことは認められていないが、入札のような、契約の事前準備に当たるものについては、行ってもよい。

Q 3 : 工事、設計、施工管理を一括して契約してよいか。

A 3 : 工事、設計、施工管理を一括で契約する、いわゆるデザインビルド方式のような整備手法であっても、協議通知に則り適切に協議がなされるものであれば、交付対象となる。

なお、設計と工事の契約が一括となっていることから、

- ・契約は内示後に行うこと
 - ・複数年度事業においては、1 年目に設計のみとならないよう、1 年目に工事に着手すること
- にご留意いただきたい。

Q 4 : 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札等に付さなければいけないか。

A 4 : 一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠するようお願いしたい。

b) 設置主体

Q 5 : 設置主体（事業者）として、交付要綱に「市町村が適当と認めたもの」と記載があるが、株式会社等の民間事業者や個人も含まれるか。

A5：「新子育て安心プラン」の期間（令和3年度～6年度）においては、「新子育て安心プラン実施計画」の採択をうけている市町村又は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く）も交付対象にしており、そのなかには、株式会社等の民間事業者や個人も含まれる。その他、NPO法人等も含まれる。

Q6：協議時点で、設置主体である法人が設立されていないが、協議してよい。また、いつまでに設立する必要があるか。

A6：協議時は法人が設立されていなくても協議は可能であるが、その場合、協議書には（仮称）を記載すること。交付決定までに法人を設立すること。

Q7：公設民営の保育所の施設整備は交付対象となるか。

A7：公設民営の施設であれば、設置主体が地方自治体となるので、交付対象外となる。

Q8：保育所の民営化を行う予定だが、法人に施設を譲渡した後でないと協議はできないか。

A8：協議時は施設の譲渡前でもよい。協議には、申請を行う法人への譲渡が決まっていることがわかる書類を添付すること。ただし、当該交付金は自己所有物件が交付対象であるため、交付決定までに譲渡が完了していること。

c)予算

Q9：国と市で予算の年度が異なるが、問題ないか。

A9：当該交付金の交付としては問題ない。

Q10：交付要綱の別表1-9の負担割合に基づかず、市町村の負担額の一部もしくは全部を法人が肩代わりしてよい。

A10：不可。交付要綱の別表1-9の負担割合となるよう、申請されたい。

d)財産処分

Q11：整備する施設に抵当権を設定してもよい。

A11：よい。協議書の様式第1号にて、抵当権の設定の有無の欄にて、有に○をつけること。

Q12：整備する施設に根抵当権を設定してもよい。

A12：不可。財産処分の通知の第3の3「担保に供する処分（抵当権の設定）」にて、補助事

業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるものに限って、担保権の設定が認められているため、性質上、返済の見込みがたたない根抵当権は設定できない。

なお、担保権の設定は補助金適正化法第 22 条に記載のとおり、あらかじめ承認を受ける必要があり、事前承認をうけずに担保権を設定した場合は、同法第 7 条に基づいて交付決定通知にて付した条件に違反するため、同法 17 条に記載のとおり交付決定の取消になり、同法第 18 条に記載のとおり、返還となりうる。

Q13：「改築」等の整備にあたって、既存施設を解体撤去する場合に、財産処分の承認はいつまでに受けている必要があるか。

A13：実際に解体撤去される前に承認をうけること。

II) 協議書の作成

a)整備区分

Q14：小規模保育事業所から保育所、認定こども園（幼保連携型・保育所型・幼稚園型）に移行する場合、整備区分は何か。

A14：新たに保育所を創設することになるため、「創設」となる。幼稚園から幼稚園型認定こども園の移行についても同様に保育所部分を創設する事になるため「創設」となる。

なお、保育所から幼保連携型認定こども園への移行など、既存の保育所に幼稚園機能が追加される場合は、「改築」等となる。

Q15：保育所等において、新たに分園を整備する場合、整備区分は何か。

A15：「創設」となる。

Q16：「改築」と「大規模修繕等」の違いは何か。

A16：既存施設の躯体をいじる整備は「改築」で、躯体をいじらずに内部改修する整備は「大規模修繕等」となる。

※施設の躯体とは、建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。

Q17：新たに事業を行うために、既にある施設を内部改修する整備を行う場合、整備区分は何か。

A17：「創設」は新たに事業を行うための整備となるため、本事例の整備区分は「大規模修繕等」とはならず、「創設」となる。

Q18：移転するために、移転先で新築工事する場合や、移転先の既存施設を改修工事する場合、整備区分は何か。

A18：いずれも「改築」となる（あわせて定員の増員があれば「増改築」）。なお、賃貸物件からの移転も「改築」として交付対象となるが、移転前の施設は自己所有物件ではないため、解体撤去工事費は交付対象外となる。

Q19：同一の施設において複数の整備を行う場合、どのように申請すればよいか。

A19：整備箇所が明確に分かれる場合は、整備区分ごとに協議すること。

例えば、施設の別々の箇所をそれぞれ「一部改築」と「大規模修繕等」する場合はそれぞれの整備区分ごとに協議すること。

同一の施設で「全面改築」と「大規模修繕等」を行う場合は、整備範囲がかぶるため、「改築」のみでの協議となる。ただし、アスベスト処理工事においては、同じ整備箇所であっても別々に協議が可能。

Q20：「創設」と「防犯対策の強化にかかる整備」は別途協議可能か。

A20：不可。創設、増改築、改築、大規模修繕等（大規模修繕等については、津波対策として高台への移転を行うものに限る）（以下「創設等」という。）のうち、施設全体に係る工事（※）を行う場合の防犯対策強化整備事業に掲げる外構や設備等の整備については、本体工事と一体的に整備するものであり、「創設等」と「防犯対策の強化にかかる整備」を分けて協議せず、「創設等」として協議すること（この協議に「防犯対策の強化にかかる整備」に係る費用も対象経費に含めてよい。）

なお、「増築」の場合、外構整備は別途協議可能であるが、増築部分にかかる非常通報装置等の整備は「増築」として本体工事と一体的に協議すること。

※施設の総延床面積の70%以上の施設整備を行うもの

Q21：「創設」と「防音壁整備」は別途協議可能か。

A21：「防音壁整備」については、「創設等」の交付基準額に含まれていないため、別途協議可能。

b) 基準額の算定について

Q22：認定こども園の施設整備において、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金をどのように按分すればよいか。

A22：「対象経費×（保育を実施する部分又は保育所機能部分の床面積÷施設の延べ床面積）」にて算出すること。

※平成30年2月16日事務連絡「保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金における対象経費の按分方法の取扱いについて」を確認すること

Q23：認定こども園の特殊附帯工事費において、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金をどのように按分すればよいか。

A23：「保育所等整備交付金の基準額－認定こども園施設整備交付金の基準額」にて算出すること。

※令和2年1月30日事務連絡「安心こども基金、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金における特殊附帯工事費の基準額の取扱いについて」を確認すること。

Q24：大規模修繕において、公的機関の見積書が取得できない場合はどのように交付基準額を算出するか。

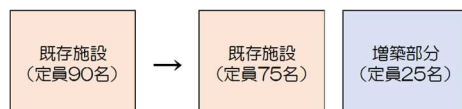
A24：工事請負業者3社の見積もりを取得し、3社のうち1社を公的機関の見積りとみなす。
なお、協議の際には見積書とあわせて、「なぜ公的機関の見積りを取得できないのか」「工事請負業者3社のうちのどれをどのような理由で公的機関の見積りとみなすのか」を記載した説明文を提出すること。

Q25：仮施設整備工事費及び解体撤去工事費は整備後の定員数による基準額を適用するか。

A25：整備前の定員によって、基準額を算出すること。なお、一部の定員にだけ工事が係る場合は、工事にかかる定員を算出すること。ただし、仮施設整備工事については、工事にかかる定員は、仮施設内の保育室の定員が上限となる。

Q26：下記の図のように、定員が90名から100名と増員を図る増築工事にあたって、本体工事費はどのように算出するか。

【図1】



【図2】



A26：「定員71～100名の基準額（整備後の定員の基準）×（工事にかかる定員÷整備後の定員100名）」で算出すること。なお、工事にかかる定員は次のとおり。

図1の場合は工事にかかる定員は25名と明確であるが、増員分である10名が上限となるため、工事にかかる定員は10名となる。

図2の場合は、工事にかかる定員が明確ではないため、工事にかかる定員を「総定員数×整備する面積÷整備後の総面積」で算出すること。ただし、図1と同様で増員分である10名が上限となる。

なお、「増改築」の場合は、増員分を上限とはしていない。

Q27：保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園において、防犯対策強化整備事業を協議する場合は、認定こども園施設整備交付金で按分する必要があるか。

A27：保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園の防犯対策強化整備事業については、文部科学省における認定こども園施設整備交付金と按分せず、保育所等整備交付金において国庫負担分を全額補助することとなる。

なお、幼稚園型認定こども園の防犯対策強化整備事業については、認定こども園施設整備交付金にて国庫負担分を全額補助することとなる

Q28：複合施設の場合、どのように対象経費の実支出予定額等を算出するか。

A28：整備費の対象施設に掛かる経費を分けて見積もりいただくことができない場合、複合施設全体の経費から按分して求めることになる。按分方法については専有面積比などの合理的な手段を用いて、按分を行うこと。

またトイレなどの共有部分の対象経費については、整備後の利用見込みなども踏まえ各共有部分ごとに按分すること。

（例）複合施設内の施設種別 A、B、C において、A、B しか利用しない共有部分は A と B のみで按分。

Q29：複数年度事業において、進捗率はどうように算出するか。

A29：当該年度の交付対象となる工事の出来高（金額ベース）にて算出するのが適切である。

なお、仮設施設工事、解体撤去工事を含める。

また、当該年度の交付額は、「工事全体の交付額×当該年度の進捗率（小数点切り捨て）」で算出すること。加算ごとに進捗率を乗じるわけでない。

Q30：民営化に伴って「創設」の整備を行う際、総定員は変更せずに待機児童の発生している年齢区分の定員数を増員する場合、「新子育て安心プラン」による嵩上げの適用をうけることができるか。

A30：不可。民営化前の総定員より増員を図ったうえで、待機児童の発生している年齢区分を増員する場合は嵩上げの対象となる。

Q31：設計料加算は「本体工事費に係る交付基準額×5%」で算出されるが、この「本体工事費に係る交付基準額」はどこまで含まれるか。

A31：交付要綱に記載のとおり、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除いて、加算も含まれる。具体的には、特殊附帯工事と地域の余裕スペース活用促進加算は含まれる。

なお、離島等の特別法による加算は含まれない。

例）設計料＝（本体工事費＋特殊附帯工事）×5%

c) 交付対象

Q32：賃貸物件の整備は交付対象となるか。

A32：施設（建物）が自己所有ではなく、賃貸物件の場合は交付対象外となる。

なお、賃貸物件の改修については「保育対策総合支援事業費補助金」で補助対象となる場合がある。

Q33：建物は自己所有であるが、土地は賃貸である場合は交付対象となるか。

A33：交付対象となる。

Q34：基本設計料は対象経費に含めてよいか。

A34：基本設計料については対象経費に含めない。

Q35：同一施設において、短期間の間に複数の協議をしてよいか。また、同一事業主が、複数の施設について同時に協議をしてよいか。

A35：いずれも可能。ただし、短期間の間に複数の整備を行う場合、財産処分の承認が必要な場合があるため、事前に相談されたい。

Q36：幼稚園型認定こども園において、保育所機能部分にかかる定員が10名でも交付対象となるか。

A36：幼稚園部分を含めた施設全体の総定員数が20名以上であれば、交付対象となる。ただし、保育所機能部分の定員数に応じて交付基準額を算出すること。

Q37：既存施設の建て直しを行う際に、定員が減員となるが交付対象となるか。

A37：「改築」として交付対象となる。

Q38：事務室の増築など、定員の増員が図られないが、施設の延床面積を増やす整備をする場合、交付対象となるか。

A38：老朽化対策等のための「改築」の整備のなかで施設の延べ床面積が増える場合は交付対象となるが、単なる事務室の増築などは交付対象外となる。なお、整備後に既存施設の事務室を保育室として転用するなど、保育定員増加に起因する施設整備であれば交付対象となる。

Q39：1年目に実施設計、2年目に工事という2カ年事業において、設計料は交付対象となるか。

A39：交付対象外となる。複数年事業における進捗率とは、工事の進捗率のことである。本事案のように1年目に工事が始まらず、進捗率が0%となってしまう場合は、工事が始まる年度から事業を開始いただくこととなる。（再協議となり、その内示後に契約・工事を行うことになる。）そのため、設計料を交付対象とする場合は、実施設計を行った年度内に着工していただく必要がある。

Q40：非常用自家発電の整備は交付対象となるか。

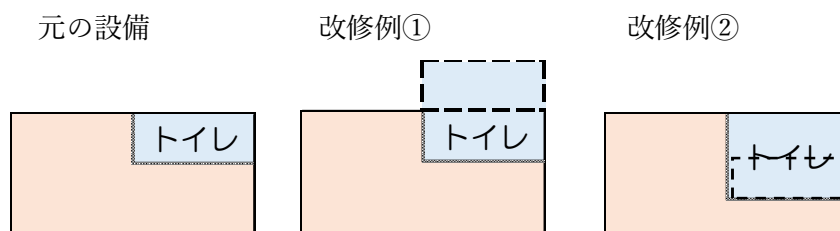
A40：既存施設に整備する場合は「大規模修繕等」として交付対象となる。建て直しなどの「改築」等とあわせて整備する場合は「改築」等の対象経費に含めること。

Q41：空調設備、クローゼットなどの設備は交付対象となるか。

A41：施設と一体的に整備される設備であって、工事費に含まれるものであれば交付対象となる。釘や金具で固定するだけではなく、施設の外壁、天井等と一体的になっているものが交付対象となる。

Q42：トイレの増設・改修は交付対象となるか。

A42：「大規模修繕」として交付対象となる。ただし、改修例①のように施設の延床面積を増やして、増設するという意味であれば、その増加した面積分（点線で囲った部分）にかかる経費は対象外となる。大規模修繕はあくまで内部改修工事であることに留意されたい。ただし、既存のトイレ部分を解体し、トイレを新築するのであれば「改築」として、増加した面積分も含めて交付対象となる。改修例②のようにトイレと隣接する部屋の面積を減らしてトイレの面積を増加させるのであれば、増加した面積分にかかる経費も交付対象となる。



Q43：照明設備をLED化する整備は交付対象となるか。

A43：既存の照明・電気設備が一定年数（概ね 10 年間）を経過し、使用に堪えなくなり、改修が必要であれば、大規模修繕として交付対象となる。

Q44：「大規模修繕等」の整備において、350 万円の冷暖房設備の工事、300 万円の屋根の防水工事を行う場合、交付対象となるか。

A44：「大規模修繕等」の通知に記載される対象事業にかかる対象経費の実支出額の合計が 500 万円以上であれば交付対象となる。なお、冷暖房設備の工事のみの場合は 300 万円以上であれば交付対象となる。

Q45：認定こども園の「大規模修繕等」の整備において、施設全体の対象経費が 500 万円以上となるが、保育所部分にかかる対象経費が 500 万円未満の場合は交付対象となるか。

A45：施設全体として 500 万円以上であれば交付対象となる。

Q46：大規模修繕の通知内に記載されている「施設延面積（厚生労働大臣が認めた面積）」とは施設の延床面積でよい。

A46：整備に係る施設面積となる。

※主に施設の模様替えを想定しており、設備の修繕では算出不要。

Q47：「大規模修繕等」において、実施設計料は交付対象となるか。

A47：交付対象となる。ただし、公的機関の見積もりと工事請負業者 2 社の見積もりの添付が必要。なお、内示前に契約したものについては交付対象外となるため留意されたい。

Q48：「大規模修繕等」において、協議時点では対象経費の実支出予定額が 500 万円以上であったが、実際に入札等を行った結果、対象経費の実支出予定額が 500 万円を下回った場合は交付対象となるか。

A48：交付対象外となる。実支出予定額が 500 万円を下回ることが判明した時点で内示の取り下げを行っていただくこととなる。

Q49：保育所等整備交付金を活用して開設していない保育所での「大規模修繕等」の整備は交付対象となるか。

A49：自己資金、他の補助金等で開設した保育所の整備であっても交付対象となる。

Q50：防音ガラスに交換するための費用は交付対象となるか。

A50：「防音壁整備」において、防音壁に限らず防音ガラス、防音床等、防音にかかる整備であれば交付対象となる。

Q51：「防犯対策の強化にかかる整備」ではどのような整備が交付対象となるか。

A51：防犯対策の強化を目的とした、以下のような整備が対象。

- ・外構の整備・設置（防犯機能の向上のためのフェンスやブロック塀、門扉の修繕・補強・設置など）

※再設置の整備において、既存の門・フェンス等の解体撤去工事費も「防犯対策の強化にかかる整備（外構）」として交付対象となる。

- ・非常用通報装置、防犯カメラ等の設置（リースは対象外。）

などが交付対象となる。

なお、防犯カメラ等の設置（買い換え含む）ではなく修理に要する費用は大規模修繕等となる。

Q52：「防犯対策の強化にかかる整備」において、見積額が 30 万円以上であれば交付対象となるか。

A52：見積額のうち対象経費が 30 万円以上であれば、交付対象となる。なお、非常通報装置等の整備については、交付基準額 90 万円が上限となるため、留意されたい。

Q53：駐車場・園庭にかかる整備は外構工事として交付対象となるか。

A53：当該交付金は「施設整備」交付金であり、原則として外構工事は原則交付対象外となる。ただし、「防犯対策の強化にかかる整備（外構）」は交付対象となる。

Q54：賃貸物件において、防犯カメラを設置する場合は交付対象となるか。

A54：「防音壁整備」や「防犯対策の強化にかかる整備」等において、自己所有物件に限って交付対象となる。

Q55：特殊附帯工事としてソーラーパネルを設置する場合、当該発電による余剰電気を売電してよいか。

A55：余剰電気の売電による収入については、整備を行った施設の運営に充てるのであれば問題ない。ただし、発電した電気をすべて売電する目的でソーラーパネルを設置する場合は、本事業の趣旨から外れるため交付対象外とする。

Q56：本体工事については内示後に契約するが、実施設計については内示前に契約したい。この場合も設計料加算を適用できるか。

A56：内示前に契約したものは交付対象外であり、加算の適用はできない。

Q57：開設準備費加算はどのような場合に加算が適用できるか。

A57：それがないと開設できないといった、開設にあたって必要不可欠なものにかかる経費が発生した場合に加算が適用できる。なお、開設後の運営に充てることは想定していない。

具体的には次のとおり。

- ・本体工事費等の対象とならないイス、テーブルなどの備品類の購入費
- ・法人から自治体に支払われる都市計画法等に基づく開発申請手数料等
- ・土地の登記料
- ・開設前の職員研修費用 など

なお、園庭に整備する大型遊具は施設運営にあたって必要不可欠でなければ交付対象外となる。

Q58：土地借料加算はどのような場合に加算が適用されるか。

A58：新たに土地を賃借して施設整備を行う場合に適用される。また、賃借する土地は施設の敷地となる土地に限らず、施設整備に係る工事資材を置くために借りた土地の賃借料についても対象となる。なお、賃借料が発生しない場合や、内示前に賃貸借契約を締結した場合は加算の対象外となる。

また、貸し主が地方自治体であっても加算は適用される。

Q59：施設整備にあたって土地を賃借したが、整備期間中は支払いが発生せずに、開園してから支払いが発生する場合は加算が適用されるか。

A59：本加算は施設整備期間中の賃借料を負担することを目的としているため、整備期間中に賃借料が発生しない場合は加算の対象外となる。

Q60：土地借料加算と定期借地権の一時金加算は併用して適用できるか。

A60：それぞれで費用が発生しているのであれば、加算を適用できる。

Q61：改築の整備にあたって、仮設の調理室のみを建設する場合は交付対象となるか。

A61：仮設施設は改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるため、調理室の用途でしか使用できない場合は交付対象外となる。

Q62：賃貸物件を改修して仮設施設として利用する場合、その改修費と賃借料は交付対象となるか。

A62：どちらも仮設施設整備工事費として交付対象となる。また仮設施設として利用するために改修した場合は、原状復旧が必要となるが、原状復旧費用も交付対象となる。

Q63：仮設施設整備工事費によって整備された仮設施設の解体撤去にかかる費用は交付対象となるか。

A63：仮設施設整備工事費として交付対象となる。

Q64：仮設施設整備工事費によって整備された仮設施設を解体せずにそのまま別な施設として利用してよいか。

A64：仮設施設として解体を前提に整備しているため、解体せずに別な施設に転用することは財産処分の「転用」にあたり国庫納付となる。また、あらかじめ別な施設に転用することを前提として整備する場合は、「仮設」施設ではないため、仮設施設整備工事費として交付対象外となる。

Q65：「創設」の工事において、解体撤去工事費は交付対象となるか。

A65：解体撤去工事費は、老朽化等に伴う「改築」等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事を要する場合に交付対象となるため、新たに事業を行う「創設」の場合は既存施設がないため、交付対象外となる。

Q66：解体撤去工事及び仮設施設整備工事は本体工事と別に契約を交わしてもよいか。

A66：別々に契約を交わしてよい。

Ⅲ) 事業開始後の手続き

Q67：複数年度事業の場合、毎年協議が必要か。

A67：そのとおり。毎年度、協議書の提出を行う必要がある。なお、原則として2カ年目以降は第1次協議にて協議すること。

Q68：単年度事業として内示をうけたが、建築資材が確保できなかったことなどにより工事が年度内に終わらないことが発覚した場合、どのような手続きをすればよいか。

A68：管内の財務局と相談の上、繰越手続きをすること。なお、翌年度に繰り越した分は、当年度中に受け入れてはならないためご留意願いたい。

※繰越し及び翌債の承認を要する事由が発生した場合は、速やかに手続きを開始すること。

※当初予算での内示であれば明許繰越。繰越予算での内示であれば事故繰越となる。

Q69：事業が年度内に終わらないことが発覚したが、財務局との相談の結果、事故繰越ができない場合はどのような手続きをすればよいか。

A69：当室あてに変更協議を行った上で、地方厚生局あてに変更交付申請を行い、変更交付決定をうけること。

Q70：すでに内示をうけた事業について、諸般の事情により取りやめる場合はどのような手続きが必要か。

A70：取り下げ書（任意様式）を当室あてに送付すること。なお、交付決定を受けていた場合は、別途地方厚生局あてに交付決定の取り下げ手続きを要する。

※対象施設、取り消しの理由は必ず記載すること。

Q71：工事内容、定員等の変更があり、内示額の変更が生じる場合はどのような手続きをすればよいか。

A71：当室あてに変更協議をすること。同様の協議書一式に加え、「変更となる対象施設」「変更箇所」「変更理由」を記載した書面（任意様式）の提出が必要。

なお、工事内容や定員等に変更はないが、入札等の事情により工事に係る費用が内示時点から変更した場合については、変更協議は受け付けない。

Q72：複数年度事業において、1年目は進捗率20%で交付決定を受けているが、実際には5%しか工事が完了しなかった場合は、どのように対応すべきか。

A72：原則として繰越手続きを行うこと。この場合は1年目に5%分の支払いを受け入れて、

15%分を 2 年目に繰越する。ただし、繰越予算にて内示されていたため、事故繰越を行うところ、繰越が望めない場合などは変更協議にて進捗率を変更されたい。